

# 共同親権 衆院通過

## 父母合意なく家裁決定も

離婚後の親権を父母どちらかに限ってきた「単独親権」の規定を見直し、双方による「共同親権」を可能とする民法などの改正案が16日、衆院本会議で与野党の賛成多数で可決された。近く参院に送られ、今国会で成立する見通しだ。▼総合4面▽野田聖子氏起立せず、社会総合面▽リスク対策課題

施行は公布から2年以内。日本で導入されれば、婚姻制度を定めた1898年の明治民法施行

以降初めてとなる。親権者は戦前、父母が結婚しているかに関わらず原則父親とされ、1947年

### ■改正案のポイントと課題

#### 離婚後の親権、どう変わる？

[現在]父母どちらか一方  
[改正案]父母が合意すれば、共同親権も選択可。合意できない場合、家裁が親権者を定める。家庭内暴力(DV)などのリスクがある場合は単独親権  
【課題】父母の一方が合意を強制させられる事態を防げるか。DVなどのリスクを見極められるか

#### 離婚後も共同親権の場合

子に関することはどう決める？  
進学先の選択や引っ越しなどは、父母で、折り合わなければ、どちらが決めるかを家裁が判断。「日常の行為」や「急迫の事情」がある場合は、一方だけで決める

【課題】どんな場合が「日常」「急迫」に該当するかが明確でない。子の不利益につながる恐れ

の民法改正で今の制度と違った。

改正案は、親権が子のために行使されるべきものであることを明確化。

「父母の責務」として、

婚姻関係の有無に関わらず、子のために「互いに

人格を尊重し協力しなげ

ればならない」と明記し

た。共同親権は、父母間

で合意した場合に加え、

一方が単独親権を主張し

ているケースでも、家庭

裁判所の判断で認められ

ることがある。

法案には、家庭内暴力

(DV)や虐待の被害が

離婚後も続くことへの懸

念が根強い。法案は、一

方の親によるDVなどの

恐れがある場合や、子ども

ものことに関して父母が協力することが難しい場合は、単独親権としなければならぬとする。不本意な形で共同親権に合意させられかねないとの指摘には、自民など4党

が「父母の真意であること

を確認する措置について検討」し対応すると付

則に盛り込むことで修正

合意した。

共同親権のもとでは、

基本的に父母が話し合い

で子に関することを決める。意見がまとまらない

場合は、家裁が父母のど

ちらが方針を決めるのか

を判断する。「日常的な行

為」や「急迫の事情」があ

る場合は、例外的に一方

の親だけで決めることが

できる。「日常」や「急迫」

にあたるかが明確ではな

いとすると声があることを

踏まえ、付帯決議には、

ガイドラインなどで具体

例を示すよう求める文言

を加えた。(久保田一博)

# 共同親権 衆院可決 父母間調整 家裁増す役割

## DV・虐待リスク見極めも 体制強化課題

離婚後の父母双方が親権者となる「共同親権」の導入をめぐる衆院の審議では、家庭裁判所の役割に注目が集まった。子どもに関する争いは増加、長期化の傾向をたどってきた。意見が分かれる父母間の調整といった新たな役割に十分対応できるのか。

▼3面参照

改正案では裁判を経て離婚する場合だけでなく、協議離婚でも共同親権とするかどうかで父母の意見が異なる場合には家裁が親権について決めるとしている。また、離婚後に共同親権となった父母が、子どもの進学や転居をめぐる折り合いがつかないときにも、父母からの請求を受けた家裁が、父母どちらが決めるのかを判断する。

家裁の役割についての論点の一つが、負担増に抑えられるだけの体制を整えられるかどうかだ。最高裁によると、親子の面会交流や養育費、監護(養育)を巡る調停や審判の申立件数は2022年

2年で約4万4千件と10年前から1割増。1件あたりの審理期間も3カ月ほど延び、平均8・5カ月と長期化している。東京家裁で調停委員を務めてきた犬伏由子・慶応大名誉教授(家族法)は、3日の衆院法務委員

会に参考人として出席。制度導入は賛成としつつ、「家裁の役割増大が見込まれ、人的・物的な充実のため予算措置を講じるべきだ」と訴えた。犬伏氏は、21年の最高裁の国会答弁をもとに、東京家裁の裁判官は1人あたり約500件の事件を担当していると説明。調査官も人数が限られているほか、調停に使える部屋も足りず、期日を先延ばしにするケースもあると述べた。

一方の親による家庭内暴力(DV)や虐待のリスクを家裁が見極められるかどうかも課題だ。改正案は、家裁が親権者を定める際に、父母間や親子間で、直接的な暴力とともに、心身に有害な影響を及ぼす言動などの恐れがあれば、単独親

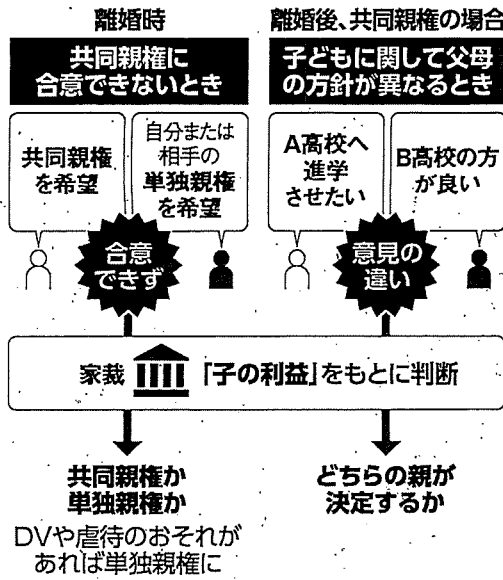
権とするよう定めている。ただ、DVの被害経験者の中には、家裁に被害を理解してもらいにくいとの声も根強い。法務委の参考人質疑で、DVや虐待リスクへの家裁の対応能力を問われた犬伏氏も、「十分に判断できているかと言うと、まだそこまでいい見解を示した。ただ、こうした被害が主張されているケースでは、調停の当初から精神科医や調査官を立ち合わせるなど、運用を強化している」とも説明した。

最高裁は法務委で、家事調停において、裁判官と同等の権限を一部の弁護士に持たせる「家事調停官」を増やす考えを明らかにした。

あるベテラン裁判官は、離婚をめぐる調停や裁判にまで発展するのは現状で1割程度にとどまっていることなどを踏まえ、「(法改正によって)事案は増えるだろうが、劇的に増加するとは思えない」との見方を示す。ただ、体制をさらに充実させる必要があるとも指摘。刑事、民事分野の事件数が減少していることから、裁判官の配置を見直し、家裁に裁判官を厚く振り向けるなどの対応が考えられると言

う。(久保田一造、遠藤隆史)

離婚後の子育てをめぐる裁判所の関わり



離婚時  
共同親権に合意できないとき

離婚後、共同親権の場合  
子どもに関して父母の方針が異なるとき



共同親権か  
単独親権か  
DVや虐待のおそれ  
があれば単独親権に

う。(久保田一造、遠藤隆史)